

申請期間：令和3年10月1日～11月30日

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止事業補助金（第2次延長分）

申請要領（申請のガイダンス）

令和3年9月

庄原市 企画振興部 商工観光課

はじめに

●この補助金は・・・

国の緊急事態措置等で長引く新型コロナウイルス感染症の予防と事業の継続のため、事業者が既に取り組んだ感染拡大防止対策（消耗品費や設備導入費など）に対して、必要な経費の一部を補助します。

●補助金額・補助率は・・・

補助金の上限額を30万円とし、補助対象経費の4分の3以内を交付します。

※ 補助の回数は、第2次延長分において1回限りです。消費税・振込手数料は補助対象経費から除きます。補助金交付額の千円未満の端数は切り捨てとします。

●対象者は・・・

市内に主たる事業所（店舗）を置く中小企業及び個人事業主または、市内支援団体等で対象業種は日本標準産業分類の次のとおりとする。ただし、医療・福祉、公務、および、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行うものを除きます。

大分類	中分類	小分類
農業・林業・漁業	全業種	全業種
工業・採石業・砂利採取業	全業種	全業種
建設業	全業種	全業種
製造業	全業種	全業種
電気・ガス・熱供給・水道業	全業種	全業種
情報通信業	全業種	全業種
運輸業、郵便業	全業種	全業種
卸売業、小売業	全業種	全業種
金融業、保険業	全業種	全業種
不動産業、物品賃貸業	全業種	全業種
学術研究、専門・技術サービス業	全業種	全業種
宿泊業、飲食サービス業	全業種	全業種
生活関連サービス業、娯楽業	全業種	全業種
教育、学習支援業	全業種	全業種
複合サービス事業	全業種	全業種

※市税を完納している事業者に限られます。

※他の補助制度により補助金を受けて行う事業は対象外となります。

●申請期間は・・・

令和3年10月1日（金）～令和3年11月30日（火）（消印有効）

●補助対象期間は・・・

令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）まで

※ 上記の期間に実施し、支払いが完了した経費を対象とします。但し、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための工事に対する経費は、令和3年9月30日までの間に工事着手し、令和3年11月30日までに支払いが完了したものであれば補助対象経費とします。

●補助対象経費は・・・

飛沫感染予防、接触感染予防、換気による感染予防対策のために必要な経費

※ 消費税・振込手数料は除く

飛沫感染予防対策	使い捨てマスク、フェイスガード、アクリル板、ビニールカーテン、防護スクリーン、空気清浄機（製品名が空気清浄機であるものに限る）
	<p>トイレ洋式化</p> <p>注意1 常時不特定多数が使用する場所に限りません。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。</p> <p>注意2 和式から洋式への改修のみ対象とします。既に洋式トイレであるものを機能向上のため付け替えする費用は対象外です。</p>
接触感染予防対策	消毒用アルコール類、除菌シート、非接触体温計、サーモカメラ、非接触ソープディスペンサー、手洗い用石鹸液、足踏み式消毒液スタンド、非接触消毒液ディスペンサー、使い捨て手袋
	<p>手洗い場の非接触蛇口</p> <p>注意3 常時不特定多数が使用する場所に限りません。従業員や家族のみ使用する場所は対象外です。<u>但し、保健所の指摘等により必要な場合は補助対象経費とします。</u></p> <p>注意4 既に非接触蛇口であるものを機能向上のために新しく付け替えする費用は対象外です。</p>
換気による感染予防対策	換気扇
	<p>注意5 常時不特定多数が使用する場所に限りません。従業員や家族のみが使用する場所は対象外です。</p> <p>注意6 古いものを新しくする付け替えは対象外です。</p>
	サーキュレーター
	注意7 扇風機は『涼をとる機械』であるため対象になりません。但し商品案内に「空気を循環させる」「サーキュレーター機能」という文言があれば補助対象経費となります。文言記載書面を申請書と一緒に提出してください。

●補助対象にならない経費は・・・

汎用性の高い資産・備品	（例）車両、パソコン、タブレット、スマートフォン、エアコン（換気機能、空気清浄機能、除菌機能があるものも対象外）、加湿除湿器、扇風機、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器、乾燥機、洗濯機、網戸など
事業拡大や営業活動のための経費	（例）作業場等の新設工事・改修工事費、HPやECサイト作成費、広告掲載費、チラシ作成費、印刷用消耗品費、テイクアウト用消耗品費、看板・のぼりなどのPOP類など

他の補助制度等により助成を受けている経費	(例) 広島県が行った「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業費補助金」や「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」の活用により補助対象期間中に購入したアクリル板や非接触体温計、換気扇など
その他	(例) 人件費、家賃等の固定経費、損失補填、借入に伴う支払利息、公租公課(消費税など)、不動産購入費、振込手数料、飲食接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、雇用削減を伴う事業に係る経費、その他公的資金の用途として社会通念上不適切と認められる費用など

●申請の流れは・・・

1. 申請書の入手

庄原市役所（商工観光課、各支所 地域振興室<東城支所：産業建設室> 庄原商工会議所、備北商工会、東城町商工会）の窓口へ申請書を設置しているほか、ご連絡いただければ郵送で送付します。

2. 申請書への記入・添付書類の準備

不明な点は「お問い合わせ先」へ電話等でお問い合わせください。

3. 申請書提出

感染拡大防止のため、原則、郵送での申請としますのでご協力ください。

4. 申請書の審査

提出された申請書を審査します。申請書等に不備な点がある場合は、電話連絡し、追加で資料提出を求めることもありますので、昼間でもつながる連絡先を申請書へ記入してください。

5. 交付決定

提出された申請書の審査が終了後、交付（不交付）決定書を申請者へ送付します。その後、交付決定事業者から補助金交付請求書の提出を受け、1か月程度（予定）で指定の口座へ振り込みます。

※この補助金は実績払いとし、1回限りの申請となります。

●お問い合わせ先・申請書提出先は・・・

■庄原市役所		
本 庁 商工観光課 商工振興係	庄原市中本町一丁目 10-1	☎0824-73-1178
西城支所 地域振興室 産業建設係	庄原市西城町大佐 737-3	☎0824-82-2181
東城支所 産業建設室 産業振興係	庄原市東城町川東 1175	☎08477-2-5008
口和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市口和町向泉 942	☎0824-87-2113
高野支所 地域振興室 産業建設係	庄原市高野町新市 1171-1	☎0824-86-2113
比和支所 地域振興室 産業建設係	庄原市比和町比和 1119-1	☎0824-85-3003
総領支所 地域振興室 産業建設係	庄原市総領町下領家 280-1	☎0824-88-3065

申請について

●申請書類・添付書類は・・・

1. 提出書類	
(1) 補助金交付申請書	様式1
(2) 事業実績書	様式1-1
(3) 収支決算書	様式1-2
(4) 宣誓書 兼 同意書	様式1-3
(5) 補助金交付請求書	様式4
2. 添付書類	
①中 小 企 業：前事業年度の確定申告書（別表一（一）） 個人事業主：直近の確定申告書（第一表） ※庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第2次）交付の対象者は不要	
②領収書の写し	購入品目・数量・金額がわかるもの（レシート可）
③代表者の本人確認書類の写し	次のいずれかの写しを提出してください。 運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、マイナンバーカードの表面、特別永住権証明書、外国人登録証明書、住民票の写し及びパスポートの両方、住民票の写し及び各種健康保険証（両面）の両方
④通帳の写し	口座番号・名義人がわかる通帳の写し等を添付 ※庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金（第1次又は第2次）の振込口座へ支払う場合は不要
⑤その他	その他市が必要と認める書類 ◆空気清浄機及びサーキュレーターを購入した場合 ・商品の型番が分かる書類（保証書やパンフレット等） ・設置場所が分かる書類（配置図等） ◆工事を行った場合 ・工事費の内訳が分かる書類（契約書や見積書等） ・工事前後の写真（工事前の写真が無い場合は、工事前の見取図等を添付） ・工事内容が分かる書類（設計図等） ◆クレジットカード等で支払いし、領収書が発行されない場合 ・クレジットカード払いであること及び金額の内訳が明記されている書類（購入画面、決済の完了が確認できる画面のコピー等） ・カード会社から発行される取引した月のカードご利用代金明細書類一式 ・クレジットカード決済口座の通帳の該当部分の写し

様式 1 記入例

様式第 1 号（第 6 条関係）

庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金交付申請書

令和 3 年 10 月 1 日

庄原市長様

実施事業者の所在地、事業所名、代表者氏名が正しく記載されていますか？（押印は不要です。）

申請者 事業所所在地：庄原市中本町一丁目●番●号

事業所名：株式会社 ●●●●

代表者：代表取締役 ●●●●

次のとおり事業を実施したので、庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金の交付を申請します。

1 補助金交付申請額 294,000 円

申請金額は、決算額合計の 4 分の 3 以内で、上限額 30 万円（千円未満端数切捨て）に当てはまっていますか？

2 交付申請の理由 新型コロナウイルス感染拡大予防の取り組みの実施

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 宣誓書兼同意書
- (4) 直近の確定申告書類の写し
- (5) 本人確認書類の写し（運転免許証など）
- (6) 領収書の写し（購入品目が分かること）
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式 1-1 記入例

事業実績書

1. 申請者の概要

事業所所在地	庄原市中本町一丁目●番●号		
事業所名	株式会社 ●●●●		
代表者名	代表取締役 ●●●●		
業種	小売業		
担当者	総務課 ●●	電話番号	0824-●●-●●●●

日中連絡が取れる担当者の氏名、電話番号は記載されていますか？

2. 庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業の概要 (消費税抜き、単位：円)

<p>・飛沫感染予防対策</p> <p>(例) 使い捨てマスク ●●円、アクリル板 ●●円</p> <p>使い捨てマスク 3,600円 × 5箱 = 18,000円 (税抜き)</p> <p>アクリル板 9,700円 × 3か所 = 29,100円 (税抜き)</p> <p>トイレ洋式化 男子トイレ 1か所・女子トイレ 2か所 218,182円 (税抜き)</p>
<p>・接触感染予防対策</p> <p>(例) 消毒用アルコール ●●円</p> <p>非接触蛇口工事 男子トイレ・女子トイレ 2か所 90,910円 (税抜き)</p>
<p>・換気による感染予防対策</p> <p>(例) サーキュレーター ●●円</p> <p>サーキュレーター 18,000円 × 2台 = 36,000円 (税抜き)</p>

実施した事業の内容と、金額を全て記入していますか？消費税は含みません。添付する領収書等のコピーと相違ありませんか？

様式 1-2 記入例

収 支 決 算 書

収入の部

(単位：円)

区 分	決 算 額	備 考
市補助金	294,000	(例) $392,192 \text{ 円} \times 3/4 = 294,144 \text{ 円}$ $\Rightarrow 294,000 \text{ 円}$ (千円未満端数切捨て)
自己資金	98,192	
借入金		
計	392,192	

支出の部

(消費税別)

区 分	決 算 額	備 考
飛沫感染予防対策に要した経費	265,282	支出の部の合計金額と一致していますか？
接触感染予防対策に要した経費	90,910	
換気による感染予防対策に要した経費	36,000	
計	392,192	

様式 1-1 で記載した概要に対応した合計金額が記載されていますか？

宣誓書 兼 同意書

令和 3年 10月 1日

庄原市長様

宣誓人 事業所所在地：庄原市中本町一丁目●番●号

事業所名：株式会社 ●●●●

代表者：代表取締役 ●●●● 印

代表者生年月日：昭和 40年 10月 10日

代表者住所：三次市●●町●番●号

庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金の交付申請に当たり、下記のとおり宣誓し、次のことについて同意します。

代表者の住民票住所と生年月日が記入されていますか？添付する免許証等で確認してください。

補助金の交付決定後、宣誓した事実と反することが判明した場合は、補助金の交付決定を取り消し補助金を返還するものとします。(庄原市補助金交付規則第 16 条)

記

- 1 庄原市暴力団排除条例（平成 24 年庄原市条例第 11 号）第 3 条及び第 5 条、第 8 条、第 9 条を遵守することを宣誓します。
- 2 他の補助制度による補助金等の交付を受けていないことを宣誓します。
- 3 申請内容の審査のため、必要な市税の納税状況を閲覧することに同意します。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当するか否かの確認に係る所管の警察署への照会に同意します。

様式4 記入例

様式第4号(第8条関係)

庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金交付請求書

申請時に請求書も提出される場合は、日付は空欄のまま提出してください。

令和 年 月 日

庄原市長様

申請時に請求書も提出される場合は、交付決定番号などが決まっていないので空欄のまま提出してください。

所在地：庄原市中本町一丁目●番●号

：株式会社 ●●●●●

代表取締役 ●●●●●

印

令和 年 月 日付け 庄 第 号による庄原市新型コロナウイルス感染症感染拡大防止事業補助金として、次のとおり請求します。

1 請求額 _____ 円

2 振込先口座

振込先 (金融機関名)	●● 信用金庫 庄原 本店・支店							
	農協・銀行							
口座名義人	フリガナ 力)●●●●●							
	株式会社 ●●●●●							
口座番号	1. 普通	0	0	0	0	0	0	1
	2. 当座							

3 添付書類 振込先口座の通帳の写し

添付する通帳の写しと記載している口座の内容はありますか？

Q & A

●対象者要件に関すること	
1 支援団体等とはどういった団体を指すのか	新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けている事業者を支援する団体で、影響を受けている事業者が参画している団体を想定しています。 例：備北テイクアウト応援プロジェクト実行委員会・しょうばら未来チケットグループなど
2 滞納してしまっている市税がある場合は、どうすればよいのか。	滞納されている場合には、滞納分を納付していただくことが原則となります。経営状況の悪化に伴い、滞納が発生している場合は、事前に納付に関するご相談をお受けしますのでご連絡ください。
3 「主たる事業所（店舗）」とは本店のことか。支店でもよい場合、本店が市外にあり、支店が市内にある場合、支店として対象となるのか	本店が市外にある場合でも対象とします。ただし、法人又は事業主単位での申請としますので、市内に複数支店がある場合はまとめて申請をしていただくことになります。（補助金の上限は 30 万円）
4 市内に支店が複数あるが、支店ごとに申請することは可能か	法人又は事業主単位での申請としますので、市内に複数支店がある場合はまとめて申請をしていただくことになります。（補助金の上限は 30 万円）
●申請に関すること	
1 確定申告書の写しがないと申請できないのか	事業を実施されているかどうかの確認書類となりますので、確定申告書の写しが提出できない場合は、法人の場合は登記簿謄本の写しを提出してください。また、個人事業主の方は税務署へ提出した開業届の写しを提出してください。
2 郵送申請をする場合、どこに送ればよいか	申請書は郵送で庄原市企画振興部商工観光課へ送付してください。
3 領収書などの提出は必要か	支出された項目・金額がわかる領収書の写しを提出いただきます。（明細が記載されていれば、レシートの写真でも可）
4 申請してからどれくらいで給付されるのか	提出された申請書を審査し、交付（不交付）決定書を申請者へ送付します。交付決定後、1 か月程度（予定）で指定の口座へ振り込みます。 ※申請書等に不備な点がある場合は電話連絡いたしますので、昼間でもつながる連絡先を申請書へ記入ください。
5 免許を持っていないのだが、本人確認書類は住民票の写しでもよいか	本人確認書類の写しについては、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住権証明書、外国人登録証明書、パスポート、保険証などの写しを添付して提出してください。住民票の写しの添付も可能です。
6 デリバリーを行っているが、必要な食器類等を購入した場合、対象となるか	デリバリーやテイクアウトのための消耗品は、通常の営業活動上必要な経費のため、対象外です。
7 導入しようとする工事の完了が、10月以降になるのだが、対象とできるか	原則、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに導入し、支払いが終了していないものは、対象外となります。ただし、令和3年9月30日までに着工した工事について、やむを得ない理由により9月中に完了しない場合は、所定の申立書を添付することにより、対象とする場合もあります。

8 委託や工事は、市内業者を使うべきか
市内事業者の受注機会の増加及び地域経済の活性化の観点からできるだけ市内事業者からの購入等をお願いします。ただし、市内業者からの購入等を義務付けるものではありません。
9 飛沫感染予防など、別の補助金を受けているが、こちらでも対象となるか
他の補助制度により補助を受けている場合は対象外となります。(例：広島県が実施した「飲食店における新型コロナウイルス感染症予防対策事業補助金」、「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」など)
10 汎用性の高い備品とは何か
車両、パソコン、タブレット、スマートフォン、エアコン（換気機能、空気清浄機能、除菌機能があるものも対象外）、加湿除湿器、扇風機、オゾン発生器、光触媒コーティング、食洗器、乾燥機、洗濯機、網戸などは汎用性が高いので対象外とします。
11 業務拡大（変更）を行う予定なので、この補助金を使いたいが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関係のない経費だが対象となるか
本補助金事業の趣旨は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、業者が自発的に取り組んだ事業に対して補助するものであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止に関係のない業務拡大のための経費は対象外となります。国の支援事業（持続化補助金）などの活用を検討してください。
12 複数の商品購入や工事を実施する場合、一つの事業内容でしか申請できないのか
この補助金の補助対象期間は令和3年4月1日（木）～令和3年9月30日（木）までで、実績払い1回限りの申請となりますので、複数の事業を実施される場合はまとめての申請となります。支払日を確認いただくとともに、申請の時期をよく検討いただき申請をお願いします。
13 消費税や振込手数料は対象経費になるか
対象経費ではありません。消費税や振込手数料を除いた経費を計上してください。
14 送料は対象経費になるか
対象経費となります。
15 クーポンを利用して購入した経費は対象になるか
対象経費ではありません。クーポンなど利用した金額を除いて経費を計上してください。また、補助事業者から相手方への資金の移動が確認できないため、相殺による決済も対象になりません。
16 クレジットカードで支払った場合、領収書は何を添付するのか
以下の3つが必要です。①クレジット払いである事及び金額の内訳が明記されている領収書②カード会社から発行される取引した月の「カードご利用代金明細書類一式」③クレジットカード決済口座の通帳の該当部分の写し
17 補助事業者から相手方への支払いが月締めになっているため、対象経費を含んだ額で振り込みを行っている場合、領収書は何を添付するのか
以下の2つが必要です。①相手方からの請求書（対象経費が明記されているもの）②資金移動が分かる書類（インターネットバンキングの明細、引き落としの分かる通帳の該当部分の写しなど）
18 相手方の請求が9月末締め10月請求となり、支払いが9月30日までに終わらない場合は対象経費にならないのか
原則、令和3年4月1日から令和3年9月30日までに導入し、支払いが終了していないものは、対象外となります。ただし、相手方の請求により支払いが9月30日までに終わらない場合は、所定の理由書を添付することにより、対象とする場合もあります。

※その他、申請に際してお困りのことは、お問い合わせください。